

「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書

再審は、無辜が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後を絶ちません。

平成22年(2010年)の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から平成28年(2016年)の東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また平成26年(2014年)には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという出来事がありました。

しかし、これら事件では再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による妨害が立ちはだかっていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名のもとに、それらを開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものになっていたからです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下の平等原則さえも踏みにじられています。

平成28年(2016年)の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

無辜のものを誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ「再審法(刑事訴訟法再審規定)」の改正を行うべく「法制審議会」を開催されることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月24日

半 田 市 議 会

提出先

内閣総理大臣

法務大臣